

『道路交通法における駐車禁止除外規定等緊急アンケート』

調査結果

平成20年2月  
社団法人 全国訪問看護事業協会

# 『道路交通法における駐車禁止除外規定等緊急アンケート』のご報告

社団法人 全国訪問看護事業協会

## 《 はじめに 》

当協会では、駐車違反に対する規制が強化による訪問看護活動への影響等の実態を調査いたしましたので、ここに調査結果についてご報告いたします。

表1 調査方法

調査対象	当協会会員3,369ヶ所のステーション
調査方法	FAX 調査
調査期間	平成19年12月11月26日～11月30日
調査内容	1 訪問看護ステーションの所在地 2 訪問車両の使用有無 3 訪問車両の駐車禁止除外規定の有無 4 駐車禁止除外規定の更新間隔 5 駐車許可証取り消しの有無 6 訪問看護活動における駐車違反の有無 7 本年9月の改定以降の変化 8 有料駐車料金の負担者 9 その他の問題
分析方法	各項目で分類、記述
有効回答	1786
有効回答率	53.0%

## 《 結果 》

有効回答の得られた1786ヶ所（有効回答率53.0%）について分析した。

I. ステーションの所在地（表2）

表2 ステーションの所在地

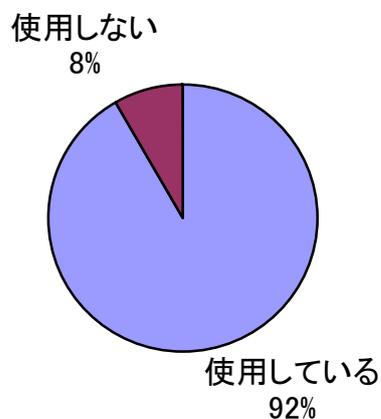
	実数	割合		実数	割合		実数	割合
北海道	69	4%	福井県	16	1%	山口県	19	1%
青森県	20	1%	山梨県	11	1%	徳島県	7	0%
岩手県	19	1%	長野県	32	2%	香川県	5	0%
宮城県	31	2%	岐阜県	21	1%	愛媛県	20	1%
秋田県	11	1%	静岡県	53	3%	高知県	4	0%
山形県	10	1%	愛知県	90	5%	福岡県	82	5%
福島県	22	1%	三重県	19	1%	佐賀県	11	1%
茨城県	22	1%	滋賀県	20	1%	長崎県	20	1%
栃木県	14	1%	京都府	36	2%	熊本県	31	2%
群馬県	27	2%	大阪府	145	8%	大分県	15	1%
埼玉県	88	5%	兵庫県	109	6%	宮崎県	16	1%
千葉県	62	3%	奈良県	21	1%	鹿児島県	28	2%
東京都	224	13%	和歌山県	23	1%	沖縄県	15	1%
神奈川県	159	9%	鳥取県	8	0%	不明	2	0%
新潟県	31	2%	島根県	10	1%	総計	1786	100%
富山県	12	1%	岡山県	18	1%			
石川県	15	1%	広島県	43	2%			

（表2について）

47都道府県から回答があった。東京都からの回答が最も多く全体の13%であった。

II. 訪問車両の使用有無（図1）

図1 訪問車両の使用有無（N=1786）

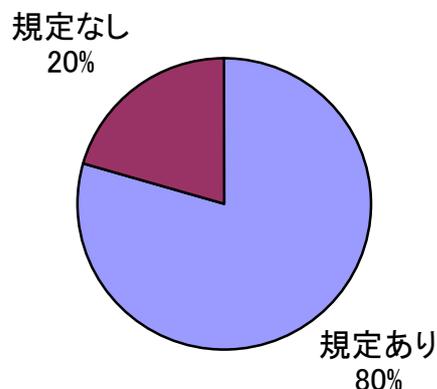


（図1について）約9割のステーションで訪問車両を使用している。

以下、訪問車両を使用している1637事業所からの回答について分析する。

### III. 訪問車両の駐車禁止除外規定の有無（図2）

図2 訪問車両の駐車禁止除外規定の有無（N=1637）



（図2について）

「あなたの県（都道府県）では訪問車両の駐車禁止除外が規定されていますか？」という問いに対して、「規定されている」という回答が80%である。

### IV. 駐車禁止除外規定の更新間隔（表3）

表3 駐車禁止除外規定の更新間隔

	実数	割合
6ヶ月	820	68%
1年	276	23%
その他	108	9%
（記入合計）	1204	100%
（未記入）	433	
（総計）	1637	

（その他の回答の内訳）	実数	割合
1ヶ月	31	3%
3ヶ月	13	1%
3年	24	2%
1～6ヶ月	22	2%
その他	28	2%

（表3について）

駐車禁止除外規定の更新間隔は、6ヶ月が68%と最も多く、次いで1年が23%である。

V. 本年9月の改正以降における駐車禁止除外規定の取り消しの有無（表4）

表4 都道府県別の本年9月の改正以降における駐車禁止除外規定の取り消しの有無

	実数				割合	
	取り消しあり	取り消しなし	未記入	総計	取り消しあり	取り消しなし
総計	190	1324	123	1637	13%	87%

（表4について）

「取り消しを受けた割合」は、13%である。

VI. 本年9月の改定以降の訪問看護活動における駐車違反の有無（表5）

表5 都道府県別の本年9月の改定以降の訪問看護活動における駐車違反の有無

	実数				割合	
	受けた	受けていない	未記入	合計	受けた	受けていない
総計	126	1464	47	1637	8%	92%

（表5について）

「駐車違反を受けた割合」は8%であり、約9割は駐車違反を受けていない。

VII. 本年9月の改定以降の変化（表6、7、8）

表6：変化①「訪問にタクシーを利用するようになった」

	実数				割合	
	あり	なし	未記入	合計	あり	なし
総計	12	1068	557	1637	1%	99%

（表6について）

タクシーを利用するようになったと回答した事業所は全体の1%と少ない。

表7：変化②「訪問看護車両に2人乗りをして訪問するようになった」

	実数				割合	
	あり	なし	未記入	合計	あり	なし
総計	45	1035	557	1637	4%	96%

（表7について）

訪問看護車両の2人乗りをするようになったと回答した事業所は全体の4%である。

表8：変化③「訪問看護車両を有料駐車場に駐車するようになった」

	実数				割合	
	あり	なし	未記入	合計	あり	なし
総計	487	593	557	1637	45%	55%

（表8について）

有料駐車場を利用するようになったと回答した事業所は全体の45%である。

変化④「その他の変化」としては以下のような回答があった。

(駐車場の確保)

- ・ 利用者において利用者の駐車場に駐車するようになった
- ・ 利用者において利用者に新たに駐車場を確保してもらった
- ・ 利用者の知人の駐車場に駐車するようになった
- ・ 店の駐車場（有料）に駐車するようになった

(交通手段について)

- ・ 他の職員に送迎してもらうようになった
- ・ 公共交通機関を利用したり徒歩で通うようになった
- ・ 自転車やバイクを購入してバイク訪問するようになった

(時間的な負担について)

- ・ 勉強会を開催して駐車方法や駐車場所を検討する時間が必要になった
- ・ 徒歩や自転車になって訪問に時間がかかるようになった
- ・ 除外規定の申請をするようになった

(経済的な負担について)

- ・ 自転車やバイクを購入費や駐車料金の経費が増えた

## VIII. 有料駐車料金の負担者（表 9、10）

表 9：利用者が負担しているケース

	実数			割合	
	あり	なし	合計	あり	なし
総計	142	1495	1637	9%	91%

(表 9 について)

利用者が負担していると回答した事業所は 9% である。

表 10：ステーションが負担しているケース

	実数			割合	
	あり	なし	合計	あり	なし
総計	608	1029	1637	37%	63%

(表 10 について)

ステーションが負担していると回答した事業所の割合は 37% であり、利用者負担に比べて高い。

(その他の負担について)

その他の負担として、以下のような回答があった。

- ・ 訪問看護師の自己負担

## 《 終わりに 》

今回、当協会に多数寄せられる会員各位からの訪問看護を提供する際の駐車禁止に関する問い合わせを受けて、平成 19 年 11 月に『道路交通法における駐車禁止除外規定等緊急アンケート』（有効回答 1786 件：回答率 53%）を実施し、訪問看護の提供における駐車禁止に関する実態を把握した。

調査の結果、約 9 割以上の訪問看護ステーションが車両による訪問を行っているが、平成 18 年 6 月の道路交通法改正で駐車違反取締りが強化されたことにより、以下のようなことが明らかとなった。

1. 以前より車両を使用している訪問看護ステーションのうち都道府県警察署長が許可する「駐車許可対象車両」が取り消しとなったケースがある
2. 有料駐車場を利用する訪問看護ステーションもあるが、「緊急時訪問に間に合わない」といった問題が発生している
3. 「駐車場料金の利用者負担」等の問題が発生している

急速な高齢化の進行、病院の在院日数短縮化等により、在宅を療養の場とする人々が増加しているなか、訪問看護ステーションは地域の在宅療養者を支えることを期待され、医療処置を提供する訪問看護では、重症患者の状態悪化や人工呼吸器等のトラブルなど生死に関わる場合には「緊急時訪問看護」を行っている。よって、①「緊急時訪問看護」に使用する車両については、「やむを得ない場合」として駐車違反取締りの対象外とする必要がある。また、②計画的な訪問看護を適切に提供するために訪問看護ステーションの車両については「駐車許可対象車両」として許可することが必要である。

以上